

'87

ほたて

No.202号

3月号



—ホタテ貝出荷に大忙し (選別作業風景)—

ホタテの出荷も順調に進み、もうそろそろ耳づくり作業も始まります。

# 昭和六十一年度鹿部町表彰式 町政功労者四氏が表彰される

昭和六十一年度鹿部町表彰式が二月二十日、中央公民館において行われました。

本年度は、農業委員会委員、会長として永年農地行政に貢献された高橋浅雄氏、社会教育委員、体育協会長として永年社会体育行政に貢献された佐藤佑二氏、四十年間にわたって町職員として奉職し教育長、収入役を歴任され地方自治振興に貢献された松崎繁四郎氏、同じく三十八年間奉職し教育長を歴任された桜田政治氏の四人が表彰されました。



鹿部町表彰条例に基づく表彰は、当町の行政各般(教育・産業経済・保健衛生・民生・消防等)にわたって発展、文化の興隆に寄与され、その功労顕著な方、及び篤行著名な方等を表彰するもので、昭和五十年に第一回の表彰が行われ、これまでも個人一三八人、船主四人、団体二つが表彰を受けられておりました。

今年度は、四人の方が表彰され、表彰式では川村町長が「これまでの多大な功績に謝意をささげます。町政の発展に今後とも豊富な知識と経験をお貸し下さい」とあいさつし、受賞者を代表して高橋浅雄さんが「身に余る光栄です。今後とも精進し、町政の発展に尽します」と謝辞を述べられました。

## 高橋浅雄殿

氏は、昭和四十四年七月から十七年間農業委員会委員として活躍され、この間会長二期及び職務代理者を歴任され、当町の農地行政に多大な貢献をされました。



## 佐藤佑二殿

氏は、昭和四十六年から十五年間社会教育委員及び体育協会長として社会教育、並びに社会体育行政に多大の貢献をされました。



## 松崎繁四郎殿

氏は、昭和二十一年七月町職員となつて以来、昭和六十一年九月退職まで四十年間にわたり職員としての職務に精励され、特に昭和三十一年から十八年間教育長、昭和四十九年十月から昭和六十一年九月まで三期十二年間収入役を歴任し、地方自治の振興に寄与貢献されました。



## 桜田政治殿

氏は、昭和二十一年十二月町職員となつて以来、昭和六十一年九月退職まで三十八年間にわたり職員としての職務に精励され、特に昭和四十九年から昭和六十一年九月まで三期十二年間教育長として地方自治の振興に寄与貢献をされました。



# 「心豊かで賢い婦人になるために」

## 婦人研修会開催される

二月二十一日、鹿ノ湯旅館において町婦人団体連絡協議会（会長 境井美津子さん）主催による婦人研修会「婦人のつどい」が開かれ、約四十人の婦人の方々が参加して行われました。

この婦人研修会は、町婦連協が毎年「町内の婦人が、生涯を通じて絶えず自己啓発を続け、主体的に、かつ心豊かに生き、その次實や能力の向上を図ること」を目的として行っているもので、今年も「心豊かで、賢い婦人になるため

に」というタイトルで開催されたものです。研修会は、「今日の研修会を有意義なものにして、テーマどおり心豊かで、賢い婦人になりましょう。」と境井会長のあいさつで始まりました。

続いてあいさつに立った佐々木教育長は、「人生八十年の時代に入って、子育ても終わった母親の勉強の時間がふえた。男性としての願ひも込めてテーマどおり心豊かで、賢い婦人になって下さい」と述べました。

ひき続き、前収入役の松崎繁四郎氏を講師に迎えて、「これからの婦人の生き方」をテーマにして講話が行われ、参加した婦人の方々は熱心に講話に聞き入っていました。

その後、グループ討議・全体フオーラムを行ない、テーマの「心豊かで、賢い婦人になるため」にはどうしたら良いかということについて真剣に話し合っって研修を深めていきました。

研修会終了後は、会食に移り、隣りの人と親しく懇談をしながら親ほくを深めていきました。



# 鹿部小で

## 給食試食会

### 約四十人の父母が参加

鹿部小PTA（松本清高会長）は、二月十九日に父親参観と併せて給食試食会を行いました。

この試食会は、学校給食への関心を深めてもらう事と、給食についての注文、要望を聞く事が目的で、当日は、午後零時十五分から同校図書室で行われました。父親二十六人を含め約四十人が、試食会に参加し、あいさつに立った松本会長が「今日は子供達が食べているものと同じものを食べていただき、ふだん子供達がどのような

ものを食べているかを知ってもらうために行ないました」と試食会についての説明をしていきました。

用意されましたメニューは、天ぷらソバ、オムレツ、パン、牛乳、果実で、越前校長先生、須藤教頭先生とともに「いただきます」のあいさつで給食試食を行ないました。お父さんたちは、となりの人と味や量について話しながら、おいしそうに全部を食べていきました。

試食後、給食センター修理栄養士の給食についての説明のあと、

参加したお父さん、お母さん方から「果実の出し方にもっと工夫を」、「メン類の時の容器をもっと大きいものに」、「子供達にとって量はどうか」等、沢山の要望、質問が出されました。

参加したお父さん方には、当日のメニューは大むね好評だったようです。

続いて午後一時十五分からは授業参観があり、六十四人のお父さんを含め百人以上の父母が、わが子の勉強ぶりを参観していました。その後、学年毎に先生と懇談をし、ふだんの子供達の状況や子育てについて熱心に相談しました。

午後三時からは、参加した父母、先生方が、同校体育館でミニバレーボールをして楽しみ、すつかり打ちとけて親睦を深めていきました。



# 育成住民大会開催される

「望ましい環境づくりのために何をすべきか  
家庭では、学校では、地域では」をテーマに……

「望ましい環境づくりのために何をすべきか——家庭では、学校では、地域では」をテーマとした鹿部町青少年健全育成住民大会が二月二十六日に中央公民館において行われました。

これは、町青少年健全育成町民会議（草野豊次郎会長）が主催したもので、当日は約三百人の町民が出席して盛会裡のうちに終わりました。

はじめに草野会長が「町民一人ひとりの意見を聞きながら、いじめや非行などの一日も早い解決に

あたりたい」とあいさつし、続いて川村町長が「愛の声かけ運動で町内の非行問題は半分良くなったと聞いているが、もっと良くなっ

よく続けること、②正しい情報を伝える事、③統一的な協力論ではない事（私がやったから、あなたもというような事）、④一人の悩みを皆んなの悩みとする事を根本として継続していきたい」と話されました。

望ましい環境づくりのために何をすべきかを観点として三つに分かれて分散会に移りました。参加した皆さんは、熱心に、真剣に討議し九十分の分散会では時間が足りな

かったようでした。

続いて再び大ホールで全体会に移り、三つの分散会の部会報告のあと、町民会議役員山根さんが大会決議文を読み上げて提案し、全員一致の賛成で決議し、六時から九時までに及ぶ三時間の住民大会は、盛会のうちに終わりました。

この機会に、皆さんも今一度青少年の健全育成について考えてみてはいかがでしょうか。皆さんが、主役なのですから。

次に土谷事務局長から今までの取り組みと今後の展望についての基調報告がありました。青少年健全育成町民会議の発足の理由や機構、会員、目的等から、愛の声かけ運動、酒・タバコの不売運動等こまやかに報告され、今後の展望としては、「この種の運動は即効的に効果が上がらないが、①根気づ

その後、テーマを基本に、①現在の環境の何が問題なのか、②望ましい環境づくりとは何か、③望



第 1 部 会



第 2 部 会



第 3 部 会

あなたが主役です。  
話そう  
聞こう  
そして行動しよう。

昭和61年度  
**鹿部町青少年健全**

約300人の町民が参加  
— 3時間にわたって討議 —



草野会長のあいさつ



川村町長のあいさつ

〔大会決議〕

本日ここに「話そう、聞こう、そして行動しよう」をスローガンに住民大会を開催したことは、次代を担う青少年の健全育成を旨とする意義のある集いであります。現今の青少年をとりまく環境は、非常に危惧すべき状況にあります。人間砂漠ともいえる昨今の人間関係は、健全育成に大きな障害といわざるを得ません。私たちは、大人の責任として望ましい環境を青少年のために取り戻さなければなりません。昨年末に住民運動として推進して参りました「愛の声かけ運動」を更に内面化し、生活に根ざしたものにして、お互いの心のふれ合いを深めていくため次のことを守ります。

一、家庭、学校、地域のそれぞれ  
の責任分担を互いに認め



提言者 滝野さん

あい、相互の信頼関係に立つて人づくり、町づくりに努めます。  
昭和六十一年度鹿部町青少年健全育成住民大会の名をもって宣言いたします。  
昭和六十二年二月二十六日  
鹿部町青少年健全育成住民大会

〔分教会での主な意見〕

★第一部会

- ・愛の声かけ運動は、続けるべきだ。親が子供の手本となるようあいさつ等も行おうべきだ。
- ・子供のしかり方を考えるべきだ。
- ・町内会の果す役割も大きいと思う。町内会の地域区分も再調整すべきだ。
- ・子育ては、画的でなく、その家その家によつていろいろな家風があつてもよいのではないか。

★第二部会

・家庭では、できるだけ会話をもち



提言者 能代さん

- つべきだ。
- ・しつけは、小さい時からキチンとすべきだ。
- ・子供の手本となるよう親がしっかりすべきだ。
- ・主婦はもっと社会的会合、行事に参加すべきだ。
- ・今後も愛の声かけ運動を続けるべきだ。
- ・子供のしつけは、家庭が中心となるべきだ。

★第三部会

- ・過保護と放任が問題だ。
- ・家庭で父親、母親の役割分担について話し合う必要がある。
- ・語尾をハッキリ言わない子供が多いので、最後までハッキリ言う様に注意しましょう。
- ・他人への思いやり、尊敬の念がうすい。
- ・自分で判断する事が少ないのでその点を教育してやりましょう。



提言者 築地さん

町内バドミントン大会

男子の部 鎌田・渡辺組  
女子の部 中村・宮本組  
に栄冠

38人が参加し、三時間三十分の熱闘



町体育協会主催による六十一年度最後のスポーツ大会「町民バドミントン大会」が、二月四日に鹿部小学校体育館を会場として行われました。

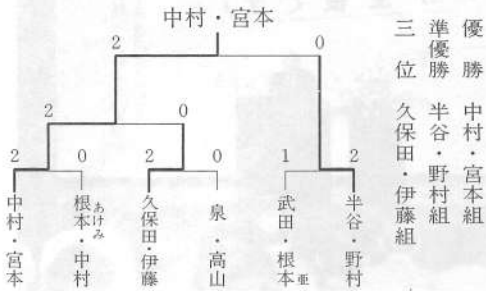
今回の大会は、出場者が多く、過去最高の三十八人が参加し、三時間三十分にあたる熱い闘いが展開され、男子の部は鎌田（リハビリ）・渡辺（栽培公社）組、女子の

部は中村（小学校）・宮本（幼稚園）組が、並いる強豪をうち破って優勝しました。

町教委・体育協会では、六十二年度においても沢山のスポーツ大会、講習会を開催することとしていきますので、多数のみなさんご参加をお待ちしています。お気軽にご参加下さい。

（町教委 社会教育課）

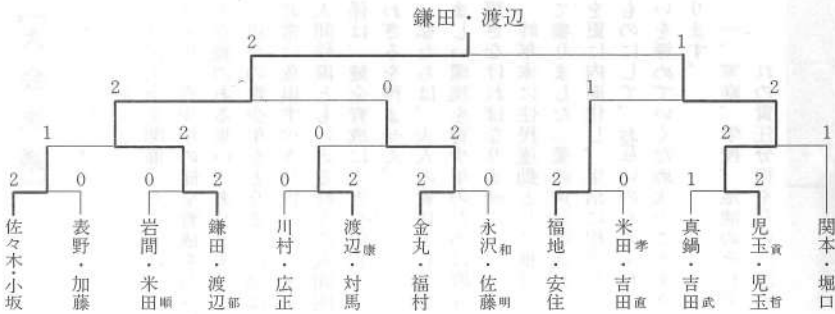
〈大会結果〉○女子の部



〈大会結果〉

○男子の部

優勝 鎌田・渡辺組  
準優勝 児玉・児玉組  
三位 金丸・福村組



第18回冬季道民スポーツ大会

茅部・下海岸ブロック大会で

鹿部町選手団 大健闘

第十八回冬季道民スポーツ大会茅部・下海岸ブロック大会が、二月二十二日に榎法華村スキー場で行われ、当町からも二十人の選手が出場し、ミニスキー滑降で佐藤明治さんが優勝する等大健闘でした。

当日は、小学生十名、青年・一般十名、応援団五名の計二十五名の選手団が早朝役場に集合し、バスで会場に向いました。

榎法華に着くと地元関係者の盛大な歓迎に迎えられて到着。選手は、この熱烈歓迎でやる気充分と

なり、エントリーした各種目で優秀な成績をおさめました。

春を思わせる日射しの中、選手皆さんの元気いっぱい競技をし、競技の間には他町村の選手と親睦を深め、意義深い冬季道民スポーツ大会でした。

今後も夏季の道民スポーツ大会や各種のスポーツ大会の開催予定がありますので、一人でも多くの皆さんのご参加をお待ちしておりますのでお気軽にご参加下さい。

〔道スポ冬季大会結果〕（敬称略）

- 優勝 ミニスキー滑降 佐藤 明治
- 準優勝 ソリスラローム 菅 又 登
- 準優勝 ソリスラローム 西村 久子
- 準優勝 ソリスラローム 表野 ルミ子

健康のため

スポーツに

親しみましょ

私の質問箱  
**年金**  
Q&A

Q、一人一年金の原則というのを聞きましたが、  
どういうことですか。二つ以上の年金は絶対にもら  
えないのですか。

**A** 1、今までの我が国の公  
的年金制度は、3種7制  
度に分立しており、各制度ごと  
に給付設計が行われていたため、  
結果的には、1人で複数の年金  
を受けるケースなどが生じてい  
ます。そして、このことが制度  
間格差や重複・過剰給付の問題  
の一因となっています。

2、そこで、改正法では、「1人  
に1つの基礎年金」を支給する  
ことになっています。そのため、  
老齢基礎年金、障害基礎年金又  
は遺族基礎年金が重複して支給  
されることはありません。2つ  
以上の基礎年金の受給権を取得  
したときは、本人が希望する一  
つの基礎年金が支給されます。

3、一方、厚生年金保険は、「基  
礎年金の上乗せ」の制度として  
位置づけられていますので、厚  
生年金の被保険者期間を有する  
者は、65才から老齢基礎年金と  
老齢厚生年金を受給することが

老齢基礎年金 障害基礎年金  
遺族基礎年金及び寡婦年金



1人に1つの基礎年金



基礎年金の上乗せ部分

受給できる



厚生年金保険

できます。(なお、当分の間は、  
60才から65才に達するまでの間、  
厚生年金保険の独自給付(老齢  
厚生年金の特別支給)が行われ  
ます。(注1)また、障害基礎年金  
と障害厚生年金又は遺族基礎年  
金と遺族厚生年金の受給権を取  
得したときは、それぞれ一体と

なった障害給付又は遺族給付を  
受給することができます。しか  
し、老齢厚生年金、障害厚生年  
金及び遺族厚生年金が重複して  
支給されることはありません。  
つまり、上下一体として一人一  
年金の原則が適用されます。こ  
の場合、老齢基礎年金の受給権

を有する寡婦が遺族厚生年金の  
受給を選択したときは、遺族厚  
生年金と老齢基礎年金は併給さ  
れるという特例があります。  
4、なお、次のような経過措置  
が認められています。  
① 既に厚生年金保険の遺族年  
金を受けている者が老齢基礎

年金の受給権を取得したとき  
は、65才から遺族年金と老齢  
基礎年金を受給することがで  
きます。

② 国民年金や厚生年金保険の  
老齢年金(通算老齢年金を含  
みます。)を受けている者が、  
夫や息子などの死亡により遺  
族厚生年金の受給権を取得し  
たときは、65才から老齢年金  
(通算老齢年金を含みます。)  
(注2)と遺族厚生年金を受給  
することができます。

(注1)老齢基礎年金の繰上げ支  
給を受ける、60才から  
65才まで支給される特別  
支給の老齢厚生年金は支  
給停止になります。

(注2)厚生年金保険の老齢年金  
又は通算老齢年金を受け  
ているときは、老齢年金  
又は通算老齢年金の年金  
額の2分の1が支給停止  
になります。

### お知らせ



### ご寄付のお礼

◎川原勝美氏(宇宮浜)から鹿部町手をつなぐ親の会に、会の運営に役立てて下さいと一万円のご寄付がありました。

会では、ご芳志通り有効に使わせていただきます。本当にありがとうございます。

◎日本生命相互会社森営業支部より町内の福祉施設で役立てて下さいと日用品(タオル・ティッシュ)のご寄付がありました。町では、渡島リハビリに贈り、有効に利用させて頂いています。本当にありがとうございます。

### 赤い羽根 共同募金のお礼

昨年十月から十二月まで実施した赤い羽根共同募金は、皆様のお

かけで目標額を達成する事ができました。

この募金で集められたお金は、在宅の障害者、一人暮らしの老人の援護事業やその他の福祉事業に活用され、大変役立っております。募金協力者・団体(町内会扱以外)

(敬称略)

吉建設(株)、(株)武藤事務所、佐藤産業、大和ハウス工業(株)、坂本組(七飯町)鹿部漁協、(街)坂田商店、鹿部森林組合、(街)川村産業、(街)鹿部目工、鹿部小学校、鹿部中学校、山崎クニエ、滝野行央、中野七重子  
ご協力誠にありがとうございます。  
(民生課)

### 伊豆大島噴火被災者救済金のお礼

昨年十一月末に三原山が噴火した事は皆様の記憶に新しい事と思います。町では救済金を募集しましたが、次の方より心温まる救済金が寄せられました。町では日赤支部を通じ送金いたしました。

本当にありがとうございます。

(救済金を寄せられた方)(敬称略)  
渡部良次、村田昇、大堀良一、村田薫、荒町隆、佐藤弘、佐藤鎮之助、高橋浅雄、小山忠一

### 自衛官募集案内

【2等陸海空士】

- 資格—18~25才の男子
- 受付期間—常時

くわしい事は下記へ



自衛隊函館地方連絡部  
函館市広野町6-25 ☎0138-53-6241

第14区町内会、第15区A町内会、第15区B町内会、第21区町内会  
役場職員一同  
(民生課)

### し尿くみ取り手数料を値上げします

四月一日からし尿のくみ取り手数料を

現行 一戸当たり 三円六十銭

を 一戸当たり 三円八十銭に値上げすることになりましたのでお知らせいたします。  
(茅部地区衛生施設組合)

## 納期限までに国民年金の保険料を納めましょう

—昭和61年度分は4月末日までに納めましょう—



国民年金の保険料を納期限までに納めないと、いろいろな不都合がおきることをご存じですか。

そのひとつは、老後の生活を支える重要な柱である老齢基礎年金を受けることができなくなることです。

また、事故や病気によって、障害者となった、妻子を残して死んでしまったりした場合でも、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されないことがありますからご注意ください!

さらに、昨年から実施された新年金制度では「基礎年金制度」が導入され、基礎年金の給付

に必要な費用は、各公的年金制度の被保険者全体の頭割りで負担することになりました。

つまり、現在年金を受給している世代を、現在の被保険者全体で公平に支えることになったわけで、国民年金の保険料の納付を怠った場合には、あなたに不利益が及ぶことに加えて、他の被保険者にも迷惑をかけることになるわけです。

国民年金は、国民の一人一人がみんなで支える年金制度です。保険料は納期限までに必ず納めましょう。



# 児童手当制度の あらまし



このページは、児童手当と特例給付のことについて書いてありますから、よくお読みください。

## 児童手当とは

家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図ることを目的として、第2子から児童手当が支給されています。

## 児童手当の受給資格と 支給額

### ●受給資格者

昭和58年4月2日以後に生まれた児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育していること。又は昭和53年4月2日以後に生まれた児童を含む18歳未満の児童を3人以上養育していること。

なお、自分のお子さんでなくても、その子を監護し、一定の生計関係があれば支給を受けることができます。

〔なお収入が一定の額以上の方は児童手当は受けられません。〕

### ●支給額

児童手当の額は、2人目の子どもについては、月額2,500円、3人目以降の子どもについては、1人につき月額5,000円が支給されます。

## 段階的実施の 方法

◎1年目（昭和61年6月1日から昭和62年3月31日までの間）

●第2子分は、昭和61年6月1日現在で満2歳未満

●第3子以降分は、義務教育終了前

◎2年目（昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの間）

●第2子分は、昭和62年4月1日現在で満4歳未満

●第3子以降分は、昭和62年4月1日現在で満9歳未満

◎昭和63年4月1日からは、第2子以降義務教育就学前の児童が対象になります。

## 請求の方法

受給資格要件に該当する方でまだ児童手当の支給を受けていない方は、役場民生課へ申請の手続きをしてください。

昭和62年4月1日に新しく対象となる方は3月31日までに手続きをすませてください。



## 特例給付とは

特例給付は、所得制限により児童手当が受けられなくなった被用者と公務員のうち、一定要件に該当する方に事業主の負担により支給されるものです。

児童手当と特例給付の支給その他この制度についておわかりにならないことや、申請書の書き方などについての詳しいことは、役場民生課にお問い合わせください。

さわやか君

西村 宗



桃の節句に飾る菱餅はどんな色で、それがどんな順序に重ねられているかご存じですか。また、菱餅は雑段のどこにお供えするのが正式だと思いますか。

実は、これには正確なままりがないようです。市販の雑餅の餅の色は三色よりも五色のものの方が多く、順序は下から赤、白、ピンク、緑、黄色となっていたり、白、緑、ピンク、黄色、赤になっていたりとさまざまでした。

ある老舗の雑人形メーカーの話では、お供えする場所は



菱餅

内裏様の前が普通ですが、右大臣、左大臣の段がさびしいと思つたら、そこに飾つてもいいとのことでした。

ところで、菱餅の「菱」は池や沼に群生する一年草の植物で、この菱の葉をかたどつたものが菱餅です。もともとは「菱花びら」と呼ばれる正月料理でしたが、いつのころからか桃の節句のお供えになりました。しかし宮中では、正月に菱花びらを雑煮に入れて召し上がる風習が、今でも残っているそうです。最近の菱餅が、餅よりも粉菓子やおこし、ケーキ、アイスクリー

△などで作られているのは時代の流れでしょうか。さて、春は緑が萌え出す季節。三月一日から五月三十一日までは「緑化強調期間」です。今年から「みどり前線」というキャンペーン行事が計画されており、全国を六ブロックに分けて南から順に、コンサートや森林浴の集いなどが行われます。



世帯と人口

62.2.28現在  
( )は前月比です。

世帯数	1,376世帯 (-1)
男	2,578人 (+6)
女	2,564人 (+3)
計	5,142人 (+9)

戸籍の窓

氏名	松川 里美	佐藤 敏博	佐藤 一人	村田 敬介	氏名	おたんじょう おめでとう
享年	八二才				父	宏
住所	鹿部	宮浜	鹿部	鹿部	住所	本別

3月の救急病院

- 3月29日...南茅部町国保病院(南茅部町) ☎ (2)3511
- 4月5日...砂原町国保病院(砂原町) ☎ 01374(8)3131
- 4月12日...南茅部町国保病院(南茅部町) ☎ (2)3511
- 4月19日...砂原町国保病院(砂原町) ☎ 01374(8)3131
- 4月26日...南茅部町国保病院(南茅部町) ☎ (2)3511
- 4月29日...渡島リハビリテーションセンター診療所(鹿部町) ☎ (7)3321

—診療時間は午前9時～午後4時—

■発行/鹿部町 ■編集/企画管財課 ■製作/久保内印刷